

## 滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県内タクシー事業において、すべての人にとって使いやすく、安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図り、タクシーの利便性向上および外出や交流の機会を創出することを目的に、タクシー事業者が実施するユニバーサルデザインタクシーの導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) 「ユニバーサルデザインタクシー」とは、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー及び移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第45条第1項に規定する車椅子等対応車をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、タクシー事業者にユニバーサルデザインタクシーを有償で貸与する者をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象事業者（以下「事業者」という）は、県内の交通圏で営業を行うタクシー事業者またはこれに車両を貸与するリース事業者とする。ただし、1人1車制個人タクシー事業者や福祉輸送事業限定事業者は対象外とする。

### (補助対象経費等)

第4条 この補助金の補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

### (補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までとする。

### (事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（別記様式第1号）に同様式で定める書類に添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 実施計画・補助金要望額計算書（別記様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の額の内示)

第7条 知事は、前条の規定による計画書の提出があったときは、当該計画書の審査および必要に応じて行う事情聴取等によりその内容を審査し、補助対象事業として適当と認めるときは予算の範囲内で必要な調整を行ったうえで、別記様式第3号により補助金の額の内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の補助金の額の内示を受けた者は、補助金交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 実施計画・補助金申請額計算書(別記様式第5号)
- (2) ユニバーサルデザインタクシーに関する研修等の受講状況がわかる書類(別記様式第4号別紙1)
- (3) リース事業者の場合にあつては、当該リース契約書(または双方の契約の意思表示がわかる書類)の写しおよびリース料金の貸与料金算定根拠明細書(別記様式第6号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による交付申請があつた場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、別記様式第7号により事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 事業者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業の内容を変更し、もしくは中止し、または廃止しようとするときは、事業計画変更交付申請書(別記様式第8号)をあらかじめ知事に提出して承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更を伴わず、補助金の額のみ軽微な変更(20パーセント未満の減額)の場合については、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助事業が完了したとき、および第10条第1項の規定による補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(別記様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 実施報告・補助金請求額計算書(別記様式第10号)
- (2) ユニバーサルデザインタクシーに関する研修等の受講状況がわかる書類(別記様式第9号別紙1)
- (3) その他知事が必要と認めた書類

2 第8条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告があった場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、別記様式第11号により事業者に通知するものとする。

(ユニバーサルデザインタクシーの適切な運用)

第13条 本補助金の交付を受けたタクシー事業者およびリース事業者から貸与を受けるタクシー事業者は、運転者に以下の研修を受講させる等、ユニバーサルデザインタクシーを効果的かつ適切に運用しなければならない。

- (1) 国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(平成30年11月8日付け)に基づく研修
- (2) ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会(一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会)が推進する「ユニバーサルドライバー研修」

(関係書類の保存期間)

第14条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第12号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 事業者は、導入した補助対象車両を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 事業者は、導入した補助対象車両について、台帳を備え管理しなくてはならない。
- 3 事業者は、補助対象車両の納車日から起算して5年間、知事の承認を受けずに、当該補助対象車両を補助金の交付の目的に反して処分(使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること。以下同じ。)してはならない。
- 4 事業者は、導入した補助対象車両を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式第13号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の処分の承認にあたっては、提出を受け付けた日から30日以内に行うものとする。
- 6 知事は、第4項に承認をした事業者に対し、当該承認に係る処分等により事業者が収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(標準処理期間)

第17条 第9条の規定による補助金等の交付の決定は、第8条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 第12条の規定による補助金の額の確定は、第11条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 事業者は、第6条、第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第15条および第16条第4項の規定による事業計画書の提出および交付申請等については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助事業に適用する。

この要綱は、令和8年5月14日から施行し、令和8年度分の補助事業に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費等は以下のとおりとする。

事業区分	対象営業区域	補助対象経費	補助率	補助上限額
ユニバーサルデザインタクシー導入支援	県内全ての交通圏	ユニバーサルデザインタクシーの導入に要する経費 (リース事業者の場合にあつては、左記の交通圏での運行のために貸与する車両の導入に要する経費に限る。)	1/6	タクシー車両1台あたり <u>300千円</u>

(注)

1 次に掲げる車両の導入経費は補助対象外とする。

- (1) 購入時点の総走行キロが10万kmを超える中古車
- (2) 本補助金の交付を過去に受けた車両
- (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が滋賀県内の住所でない車両
- (4) リース事業者の場合にあつては、タクシー事業者へ貸与する期間が60か月未満の車両

滋賀県知事 へ

申請者 住所  
氏名（法人にあっては名称  
および代表者の氏名）  
発行責任者 氏名  
担当者 氏名  
連絡先

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金事業計画書

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金の交付を受けたいので、滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業計画書を提出します。

1. 補助事業の実施期間      年 月 ～ 年 月
2. 補助事業の内容      添付資料のとおり
3. 補助金要望額      円
4. 添付書類  
（1）実施計画・補助金要望額計算書（別記様式第2号）  
（2）タクシー事業者にあっては、一般乗用旅客自動車運送事業の許可証（写し）  
（3）導入するユニバーサルデザインタクシーの概要資料  
（4）その他知事が必要と認める書類

実施計画・補助金要望額計算書

1 補助事業の実施計画および補助金要望額

(1) ユニバーサルデザインタクシー導入支援

営業区域	事業実施計画					補助金要望額の計算					補助金要望額	(リース事業者の場合)リース先の事業者名	(リース事業者の場合)貸与する予定期間
	営業所名	車種	適合基準	事業開始予定日	事業完了予定日	事業費	補助率	補助金計算額 カ×キ	1台あたり補助上限額 (定額)	クかケの低い方			
	ア	イ	ウ	エ 年月日	オ 年月日	カ 円	キ	ク 円	ケ 円	コ 円			
大津							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
湖南							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
中部							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
湖東							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
湖西							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
湖北							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
甲賀							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
							1/6	0	300,000	0		～	年月
計						1/6	0	300,000	0	0			

補助金要望額【合計】

円

年 月 日

様

滋賀県知事

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金の内示について（通知）

年 月 日付け 第 号で事業計画の提出のあった標記補助金については、滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を交付する予定であるので通知します。

記

1 補助金内示額

(1) ユニバーサルデザインタクシー導入支援

営業区域	補助上限台数	補助金内示額

内示額 合計 金 \_\_\_\_\_ 円

番 年 月 号 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所  
氏名（法人にあっては名称  
および代表者の氏名）  
発行責任者 氏名  
担当者 氏名  
連絡先

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付申請書

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金について、\_\_\_\_\_円を交付されるよう、滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条第1項の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- (1) 実施計画・補助金申請額計算書（別記様式第5号）
- (2) ユニバーサルデザインタクシーに関する研修等の受講状況がわかる書類（別記様式第4号別紙1）
- (3) リース事業者の場合にあっては、当該リース契約書（または双方の契約の意思表示がわかる書類）の写しおよびリース料金の貸与料金算定根拠明細書（別記様式第6号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

別紙 1 (別記様式第 4 号関係)

(リース事業者が申請する場合は、導入するタクシー事業者が記載すること)

1 国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(平成 30 年 11 月 8 日付け)に基づく研修の実施状況について

事業者概要 (滋賀県内の営業所に 属するものに限る。)		保有車両数 運転者数	台 人	うち UD タクシー (申請前年度末時点)	台 人
研修 計画 内容	計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
	計画実施回数	運転者向け	回	教育担当者向け	回
	計画実施人数	運転者	人	教育担当者	人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・ 実車を用いた乗降研修 (運転者あたり 分) ・ ・ ・ 【教育担当者向け】 ・ ・ ・			
研修 実施 状況	実施回数	運転者向け	回	教育担当者向け	回
	研修実施場所				
	研修実施人数	運転者	人	教育担当者	人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・ 実車を用いた乗降研修 (運転者あたり 分) ・ ・ ・ 【教育担当者向け】 ・ ・ ・			

2 ユニバーサルドライバー研修受講状況調べ

交付申請時点の修了者	令和 年度末の修了者 (見込み)
人	人

上記内容に間違いはありません。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

実施計画・補助金申請額計算書

1 補助事業の実施計画および補助金申請額

(1) ユニバーサルデザインタクシー導入支援

営業区域	事業実施計画					補助金申請額の計算				補助金申請額	(リース事業者の場合) リース先の事業者名	(リース事業者の場合) 貸与する予定期間
	営業所名	車種	適合基準	事業開始予定日	事業完了予定日	補助対象経費	補助率	補助金計算額 力×キ	1台あたり補助上限額 (定額)	クかケの低い方		
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ		
			年月日	年月日	円		円	円	円	円		
大津							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
湖南							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
中部							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
湖東							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
湖西							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
湖北							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
甲賀							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
							1/6	0	300,000	0		～ 年 月 月
計						1/6	0	300,000	0	0		

※補助申請台数、補助金申請額は、内示による補助上限台数、補助金内示額を超えることはできません。

補助金申請額〔合計〕

円

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 へ

（リース事業者）

申請者 住所  
氏名（法人にあつては名称  
および代表者の氏名）  
発行責任者 氏名  
担当者 氏名  
連絡先

（タクシー事業者）

申請者 住所  
氏名（法人にあつては名称  
および代表者の氏名）  
発行責任者 氏名  
担当者 氏名  
連絡先

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金にかかるリース料金の算定根拠明細書

下記の内容のとおり、相違ありません。

記

1 車両・リース期間・補助金予定額

車種名（型式）	
リース期間（月数）	月
補助金予定額	円

2 リース料金

	補助金なしの場合	補助金ありの場合	差額
リース料金総額 （消費税抜き）	円	円	円
月額リース料金 （消費税抜き）	円	円	円

年 月 日

様

滋賀県知事

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 あて

申 請 者 住所  
氏名（法人にあつては名称  
および代表者の氏名）  
発行責任者 氏名  
担 当 者 氏名  
連絡先

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金事業計画変更交付申請書

年 月 日付け滋交まち第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業を下  
記のとおり変更したいので、滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項  
の規定により申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更内容

変 更 前	変 更 後



別紙 1 (別記様式第 9 号関係)

(リース事業者が申請する場合は、導入するタクシー事業者が記載すること)

1 国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(平成 30 年 11 月 8 日付け)に基づく研修の実施状況について

事業者概要 (滋賀県内の営業所に 属するものに限る。)		保有車両数 運転者数	台 人	うち UD タクシー (申請前年度末時点)	台 人
研修 計画 内容	計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
	計画実施回数	運転者向け	回	教育担当者向け	回
	計画実施人数	運転者	人	教育担当者	人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・ 実車を用いた乗降研修 (運転者あたり 分) ・ ・ ・ 【教育担当者向け】 ・ ・ ・ ・			
研修 実施 状況	実施回数	運転者向け	回	教育担当者向け	回
	研修実施場所				
	研修実施人数	運転者	人	教育担当者	人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・ 実車を用いた乗降研修 (運転者あたり 分) ・ ・ ・ 【教育担当者向け】 ・ ・ ・ ・			

2 ユニバーサルドライバー研修受講状況調べ

交付申請時点の修了者	令和 年度末の修了者
人	人

※年度末の受講状況が確定しない場合は、見込みの人数を記載し、その旨明記すること。

上記内容に間違いはありません。

年 月 日

住 所  
氏 名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

実施報告・補助金請求額計算書

1 補助事業の実施報告および補助金請求額

(1) ユニバーサルデザインタクシー導入支援

営業区域	事業実施報告						補助金請求額の計算				補助金請求額	(リース事業者の場合) リース先の事業者名	(リース事業者の場合) 貸与期間	
	営業所名	自動車登録番号または車両番号	車種	適合基準	事業開始日	事業完了日	補助対象経費	補助率	補助金計算額 キ×ク	1台あたり補助上限額 (定額)	ケかコの低い方			
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ			
				年月日	年月日	円		円	円	円	円			
大津								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
湖南								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
中部								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
湖東								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
湖西								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
湖北								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
甲賀								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
								1/6	0	300,000	0		～	年 月 月
計							1/6	0	300,000	0		～	年 月 月	

補助金請求額〔合計〕

円



番 年 月 号 日

（宛先）

滋賀県知事

申 請 者 住所  
氏名（法人にあっては名称  
および代表者の氏名）  
発行責任者 氏名  
担 当 者 氏名  
連絡先

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金の消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け滋交まち第 号で交付決定通知があった滋賀県タクシー利便性  
向上対策事業費補助金について、滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱第 15 条の  
規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 1. 年 月 日付け滋交まち第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額        | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額    | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2）                | 金 | 円 |

番 号  
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

報 告 者 住 所  
氏 名 （法人にあっては名称  
および代表者の氏名）  
発行責任者 氏 名  
担 当 者 氏 名  
連絡先

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金に係る財産処分承認申請書

滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 処分する財産

- ・ 台数
- ・ ナンバープレート
- ・ 取得年月日
- ・ 処分価格 円
- ・ 補助金の額 円

2 処分の種類

（交付の目的に反しての使用・譲渡・交換・貸付け・担保に供すること）

3 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）および処分予定日

処分の相手方（住所、氏名または名称）：

処分の内容：

処分予定日：

4 処分の理由